2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈　この条の規定の適用上、

(a)　法人が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b)　法人が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十四条　見直し

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

第二十五条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条　最終規定

1　この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

3　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4　2の規定にかかわらず、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

6　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

7　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも又は第二十四条の規定に基づく見直しの結果として、他方の締約国との協議を要請することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認され、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年六月七日にバグダッドで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　長谷川晋
イラク共和国のために
　サミ・アーラジー

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE REPUBLIC OF IRAQ
FOR THE PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Iraq (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable and favourable conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party;

Recognising the growing importance of the progressive liberalisation of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in the Contracting Parties;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application;

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties; and

Convinced that this Agreement will contribute to the further development of the overall relationship between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement,

(1)　The term "investments" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, which has the characteristics of an investment, such as the commitment of capital or other resources, the expectation of gain or profit, or the assumption of risk, including:

(a)　a juridical person and a branch of a juridical person;